

国立研究開発法人科学技術振興機構 中長期目標 新旧対照表(案)

修正案	現行中長期目標	下線部は改正部分 備考(理由)
<p>II. 研究開発成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>2. 知の創造と経済・社会的価値への転換</p> <p>2. 1～2. 5 (略)</p> <p><u>2. 6. ムーンショット型研究開発の推進</u></p> <p><u>科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成20年法律第63号)第27条の2第1項に基づき、国から交付される補助金により基金を設け、同項に規定する特定公募型研究開発業務として、総合科学技術・イノベーション会議が決定する目標の下、我が国発の破壊的イノベーションの創出を目指し、従来技術の延長にない、より大胆な発想に基づく挑戦的な研究開発(ムーンショット)を、機構の業務内容や目的に照らし推進する。</u></p>	<p>II. 研究開発成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>2. 知の創造と経済・社会的価値への転換</p> <p>2. 1～2. 5 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>「ムーンショット型研究開発の推進」の新規実施に伴う変更</p>

(別添) 国立研究開発法人科学技術振興機構における評価軸 (新設部分のみ)

項目	評価軸	評価指標	モニタリング指標
2. 知の創造と経済・社会的価値への転換	2.1~2.5 (略)  2.6. ムーンショット型研究開発の推進 (ムーンショット型研究開発の推進)	平成30年度※ 国から交付される補助金による基金を設置し、研究開発を推進する体制の整備が進捗したか。	平成30年度※ ・基金の設置及び研究開発を推進する体制の整備の進捗
※平成31年度において、「ムーンショット型研究開発制度の基本的考え方について」(平成30年12月20日総合科学技術・イノベーション会議決定)の「2 制度の基本的枠組み」に基づき、内閣府が策定する指針を踏まえた評価軸・評価指標・モニタリング指標を別途定める。			